

総社市職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第25号

総社市職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則

(総社市職員の定年等に関する規則の一部改正)

第1条 総社市職員の定年等に関する規則(平成17年総社市規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下「削除条」という。)を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、総社市職員の定年等に関する条例(平成17年総社市条例第25号。以下「条例」という。) <u>第16条の規定に基づき、条例の施行</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務延長)</p> <p>第2条 任命権者は、勤務延長(条例第4条第1項の規定により <u>引き続き勤務</u>させることをいう。以下同じ。)を行う場合又は同条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合には、職員に対し、その旨を明示した人事異動通知書を交付するものとする。同条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合も、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(報告)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、総社市職員の定年等に関する条例(平成17年総社市条例第25号。以下「条例」という。) <u>第4条第5項及び第5条第4項の規定により、職員の定年等の実施</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務延長)</p> <p>第2条 任命権者は、勤務延長(条例第4条の規定により <u>引き続き</u>勤務させることをいう。以下同じ。)を行う場合又は同条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合には、職員に対し、その旨を明示した人事異動通知書を交付するものとする。同条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合も、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p><u>第3条 削除</u></p> <p>(報告)</p>

改正後	改正前
<p>第3条 略</p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</u></p> <p>第4条 条例第14条及び第15条第1項の規則で定める情報は、定年前再任用(条例第14条又は第15条第1項の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。)されることを希望する者の次に掲げる情報とする。</p> <p>(1) <u>能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実</u></p> <p>(2) <u>定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項</u></p> <p>2 任命権者は、<u>条例第14条又は第15条第1項の規定により短時間勤務の職(条例第14条に規定する短時間勤務の職をいう。第9条において同じ。)に任用されることを希望する者(以下この項において「定年前再任用希望者」という。)に、次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。</u></p> <p>(1) <u>定年前再任用を行う職に係る職務内容</u></p> <p>(2) <u>定年前再任用を行う日</u></p> <p>(3) <u>定年前再任用に係る勤務地</u></p> <p>(4) <u>定年前再任用をされた場合の給与</u></p> <p>(5) <u>定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項</u></p> <p><u>(年齢60年に達する職員に提供する情報)</u></p> <p>第5条 条例附則第3項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報(第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあっては、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置に関する情報に限る。)とする。</p> <p>(1) <u>条例第6条から第13条までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報</u></p> <p>(2) <u>条例第14条又は第15条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の任用に関する情報</u></p> <p>(3) <u>総社市職員給与条例(平成17年総社市条例第41号)附則第8項から第16項までの規定による給料月額の特例措置に関する情報</u></p> <p>(4) <u>総社市職員の退職手当に関する条例(平成17年総社市条例第45</u></p>	<p>第4条 略</p>

改正後	改正前
<p>号) 附則第9項から第16項までの規定による退職手当の特例措置に関する情報</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める情報 (勤務の意思の確認)</p> <p>第6条 任命権者は、条例附則第3項の規定により職員の勤務の意思を確認するときは、期間を十分に確保するよう努めるものとし、当該職員に対し、次に掲げる事項を確認するものとする。</p> <p>(1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思</p> <p>(2) 年齢60年に達する日以後の退職の意思</p> <p>(3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項 (令和4年改正条例附則第2条第2項の規則で定める職及び職員)</p> <p>第7条 総社市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年総社市条例第18号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第2条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(令和4年改正条例附則第2条第2項に規定する新条例定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における新条例定年(令和4年改正条例附則第2条第2項に規定する基準日の前日における新条例定年をいう。次項において同じ。)に準じた年齢を超える職とする。</p> <p>(1) 基準日以後に新たに設置された職</p> <p>(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職</p> <p>2 令和4年改正条例附則第2条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における当該職に係る新条例定年が基準日の前日における新条例定年に準じた年齢に達している職員とする。 (定年退職者等の再任用の選考に用いる情報)</p> <p>第8条 令和4年改正条例附則第3条から第6条までに規定する規則で定める情報は、同条例附則第3条から第6条までの規定により採用しようとする者の次に掲げる情報とする。</p> <p>(1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実</p> <p>(2) 暫定再任用(令和4年改正条例附則第3条第1項第4号に規定する暫</p>	

改正後	改正前
<p><u>定再任用をいう。以下この号において同じ。)</u>を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項</p> <p><u>(令和4年改正条例附則第10条の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)</u></p> <p><u>第9条 令和4年改正条例附則第10条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる短時間勤務の職のうち、当該短時間勤務の職が基準日(同条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)</u>の前日に設置されていたものとした場合において、<u>基準日における新条例定年相当年齢(令和4年改正条例附則第10条に規定する新条例定年相当年齢をいう。以下この条において同じ。)</u>が基準日の前日における新条例定年相当年齢に準じた年齢を超える短時間勤務の職とする。</p> <p><u>(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職</u></p> <p><u>(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職</u></p> <p><u>2 令和4年改正条例附則第10条の規則で定める者は、前項に規定する短時間勤務の職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における当該短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢に準じた年齢に達している者とする。</u></p> <p><u>3 令和4年改正条例附則第10条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する短時間勤務の職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に準じた年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第10条 略</p>	<p>(その他)</p> <p>第5条 略</p>

(総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第2条 総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成17年総社市規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(育児短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第4条の2 前条の規定は、条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等には適用しない。</p> <p>第12条の2 任命権者は、条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に超過勤務を命ずる場合は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p> <p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第14条 条例第13条第1項に規定する年次有給休暇の基準日は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。</p> <p>(1) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 1月1日</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 4月1日 2～5 略</p> <p>第14条の2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務職員等の年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数（その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数。以下この項において同じ。））とする。</p> <p>(1) 斉一型短時間勤務職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 年次有給休暇の日数に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p> <p>(2) 不斉一型短時間勤務職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び育児短時</p>	<p>(育児短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第4条の2 第4条第1項及び第2項の規定は、条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等には適用しない。</p> <p>第12条の2 任命権者は、条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員に超過勤務を命ずる場合は、<u>再任用短時間勤務職員</u>の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p> <p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第14条 条例第13条第1項に規定する年次有給休暇の基準日は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</u>以外の職員 1月1日</p> <p>(2) <u>再任用職員</u> 4月1日 2～5 略</p> <p>第14条の2 <u>条例第2条第3項に規定する職員（以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。）</u>及び育児短時間勤務職員等の年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数（その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数。以下この項において同じ。））とする。</p> <p>(1) 斉一型短時間勤務職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 年次有給休暇の日数に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p> <p>(2) 不斉一型短時間勤務職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務</p>

改正後	改正前								
<p>間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時間に条例第2条第2項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数</p> <p>2 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第18条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間又は時間は、当該各号に掲げる期間又は時間とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>地方公務員法</u>(昭和25年法律第261号)第42条の規定により、あらかじめ計画された厚生計画の実施の場合 その計画の実施に伴い必要と認める日又は時間</p> <p>(12)～(23) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 (第14条関係)</p> <p><u>定年前提任用短時間勤務職員</u>以外の職員</p> <table border="1" data-bbox="165 874 1102 911"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="165 914 1102 951"> <tr> <td><u>定年前提任用短時間勤務職員</u></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="165 954 1102 991"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>別表第2 (第15条関係)</p> <table border="1" data-bbox="165 1059 1102 1096"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 勤務年数の1年については、職員が採用された日から最初に到来する12月31日 (<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>については3月31日)までを1年とみなす。</p>	略	<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>	略	略	<p>職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時間に条例第2条第2項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数</p> <p>2 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第18条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間又は時間は、当該各号に掲げる期間又は時間とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>地公法</u>第42条の規定により、あらかじめ計画された厚生計画の実施の場合 その計画の実施に伴い必要と認める日又は時間</p> <p>(12)～(23) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 (第14条関係)</p> <p><u>再任用職員</u>以外の職員</p> <table border="1" data-bbox="1137 874 2074 911"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1137 914 2074 951"> <tr> <td><u>再任用職員</u></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1137 954 2074 991"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>別表第2 (第15条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1137 1059 2074 1096"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 勤務年数の1年については、職員が採用された日から最初に到来する12月31日 (<u>再任用職員</u>については3月31日)までを1年とみなす。</p>	略	<u>再任用職員</u>	略	略
略									
<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>									
略									
略									
略									
<u>再任用職員</u>									
略									
略									

(総社市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第3条 総社市職員の育児休業等に関する規則(平成17年総社市規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例第2条第4号ア(イ)の規則で定める非常勤職員)</p> <p>第1条の2 条例第2条第4号ア(イ)の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とする。</p>	<p>(条例第2条第3号ア(イ)の規則で定める非常勤職員)</p> <p>第1条の2 条例第2条第3号ア(イ)の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とする。</p>

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第4条 技能労務職員の給与に関する規則(平成17年総社市規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後							改 正 前						
別表第1(第2条関係) 技能労務職給料表							別表第1(第2条関係) 技能労務職給料表						
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料 月額 円	給料 月額 円	給料 月額 円	給料 月額 円	給料 月額 円			給料 月額 円	給料 月額 円	給料 月額 円	給料 月額 円	給料 月額 円
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員	略						再任用職員以外の職員	略					
定年前再任用短時間 勤務職員		基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円	再任用職員						
		193, 600	204, 700	223, 200					193, 600	204, 700	223, 200		

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第5条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年総社市規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第15条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>（1）<u>地公法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>（次号において「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。） 以外の職員 100分の190以下</p> <p>（2）<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 100分の90以下</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第15条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>（1）<u>地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>（次号において「<u>再任用職員</u>」という。）以外の職員 100分の190以下</p> <p>（2）<u>再任用職員</u> 100分の90以下</p>

（総社市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 総社市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成18年総社市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略 （<u>条例附則第8項の規定により定める額</u>）</p> <p>2 <u>条例附則第8項</u>ただし書に規定する規則で定める額は、第6条各号に規定する給料の月額とする。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 （<u>条例附則第5項の規定により定める額</u>）</p> <p>2 <u>条例附則第5項</u>ただし書に規定する規則で定める額は、第6条各号に規定する給料の月額とする。</p> <p>3及び4 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。